

一般社団法人日本卵子学会 生殖補助医療管理胚培養士資格認定審査規則

新	旧
第3条 認定審査を希望する者は、次の各号に掲げる書類に審査料を添えて申請する。 (11) 削除	第3条 認定審査を希望する者は、次の各号に掲げる書類に審査料を添えて申請する。 (11) 表面に住所と氏名を記載した返信用葉書
第8条 資格の更新を希望する者は、次の各号に掲げる書類に審査料を添えて申請する。 (11) 削除	第8条 資格の更新を希望する者は、次の各号に掲げる書類に審査料を添えて申請する。 (11) 表面に住所と氏名を記載した返信用葉書